

函館市日乃出いこいの家条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 9 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 5 5 号

函館市日乃出いこいの家条例施行規則の一部を改正する規則

函館市日乃出いこいの家条例施行規則（昭和 5 1 年函館市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中「¥ 4 9 0」を「¥ 5 0 0」に，「緑色」を「桃色」に改める。

附 則

- 1 この規則は，令和 6 年 1 2 月 2 4 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日以後における改正前の函館市日乃出いこいの家条例施行規則の規定に基づく大人の使用券については，当該使用券に 1 0 円を加算して使用することができる。